

# 『幼獅少年』創刊の時代

高橋明郎

## 1 序 論

『幼獅少年』は民國65年(1976)10月に創刊された。その名が示すように青年反共救国団(以下救国団)系の雑誌であるが、少年向け総合雑誌として今日まで命脈を保っている。筆者は同じ救国団系の『幼獅(月刊)』創刊号<sup>(1)</sup>について分析をまとめているが、『幼獅少年』はそれとは大きく異なる特徴を持つ。

この雑誌の特徴の一つは救国団系統でありながら少年誌であることである。救国団系であるというこの特徴は『幼獅月刊』においては極めて単純に内容に反映されていた。即ち遷台後ほどなく刊行された『幼獅月刊』は、大學など高等教育機関に属する年齢層、言い換えると兵役ともすぐ隣接した人間をターゲットとすることで、その時期要求された政治上の課題、反共や大陸反攻を理論面、文芸創作面で直截に活かすことができた。

しかし、少年層を読者層とする場合、この雑誌が有した機能は何だったのか、そして発刊後戒嚴令期が終わり、少しずつ社会が自由化民主化してゆくなかで、この雑誌がいかに変容していったのかは、分析すべき一つの課題である。

いま一つの特徴は中学生を読者に想定したことである。国民党政府遷台後の少年雑誌は、基本的に小学校高学年までを狙った児童雑誌が中心である。それを越えると、次には大学など高等教育機関の学生やその年代の青年を読者に想定した『幼獅』レベルのものが比較的早く刊行された。遷台よりやや早く、民國37年(1948)『國語日報』が発刊されるが、これは明確に「児童版」「少年

---

(1) 高橋明郎『幼獅創刊－救国団と反共文学』香川大学経済論叢第82巻4号, 2010.3

版」を使い分けている。(後述)

結局『幼獅少年』は作家達にとってはどのような発表の舞台であり、それは台湾の文学史上どのような意味を持つのか。なぜ「幼獅」の名前を冠した少年総合誌、しかも児童ではなく中学生をターゲットにした雑誌がこの時期に刊行されたか。

雑誌の特徴から検討すべきテーマはこのように幾つか存在するが、本稿は、以上のようなテーマに具体的に切り込む前に、その創刊期、即ち1970年代とはどのような時期であったかを政治的、教育的、文化的流れから整理することを目的とする。

## 2 社会的、政治的背景

### 2.1 刊行前の政治概要

刊行前後の動きを見るなら、民國55年(1966)に文化大革命が始まり、これに呼応するように翌56年(1967)に国民党のまとめた「中國國民黨長期工作計劃大綱」で、三民主義、文化推行運動の重点施行が言われた。この方向で中華文化復興運動委員会が設置され、また中央研究院、台湾大學、政治大學、師範大学、中國文化學院には三民主義研究所が設置され、高級中学では三民主義を統一教材で教授することとなった。

民國57年(1968)に義務教育が9年に延長される。(後述)

中華民國は民國60年(1971)に国連を脱退、この年蒋介石は最後の總統任期に入る。民國61年(1972)に対日断交、これ以後國際的に孤立化してゆく。

民國63年(1974)には大陸で批林批孔運動が展開される。

民國64年(1975)に蒋介石總統が死去、規定により嚴家淦が總統を継いだ。が国民党主席は行政院長でもある蔣經國が継承した。

民國65年(1976)大陸では毛沢東の死去により四人幫(4人組)が失脚、文化大革命が終結を迎えた。また周恩来が逝去し天安門事件が勃発した。

蔣經國が中華民國總統となるのは民國67年(1978)である。

中華民國内では、1960年代に台湾独立運動がかなり大きな規模で政府と衝

突しはじめた。民國 50 年（1961）に数百人の逮捕者を出した蘇東啓事件、翌 51 年には施明德が無期懲役の判決を受ける高雄での事件以下様々な機会に独立派・民主派が逮捕投獄され、民國 58 年（1969）には著名作家柏楊が「匪諜」として逮捕され懲役 12 年の判決が出された。更に民國 59 年（1970）には蔣経國暗殺未遂事件、所謂「刺蔣案」が発生した。

民國 60 年（1971）2 月学生の活動を学校構内に限定し、他校との関係を避けるよう通達を出す。しかし、既に強い拘束力は持てない。12 月、大學・単科大学の国民党所属の教授陣が「反共愛國救國宣言」を示した。300 名以上の連名で出されたものは、国民党政府がより現在の中華民國版図の政権として疑われないように中央民意代表定員を広げて民主的な体裁を作ることが主眼であった。

これは学内での学生の民主化運動への対応でもあり、同時に当時の台湾社会で長老教会の数度にわたるアピールなどで示されている外来政権観への対応でもある。

民國 71 年（1982）10 月大陸の「告台湾同胞書」への反応として国民党が蔣経國総統下で採択した「三民主義統一中国」を背景に、「三民主義統一中国大同盟」が組織された。

## 2.2 政府・軍部の表現規制

中華民國は遷台後一貫して内外とも緊張の下にあった。このため、様々な規制が報道・言論・出版の分野でも行われた。

中華民國の出版規制は二つの側面から行われた。そのうち一つは、紙の不足を理由として、出版の為の用紙供給を制限するものであった。いまひとつが政治的理由によるもので、戒嚴令下にあっては、国防機密や共産党関連の記事を排除する「九項新聞禁令」などが政府側からは当然の措置として行われた。

出版を規制する出版法は数度改訂されているが、政治以外にポルノ・性関係の雑誌規制も対象にしている。出版法は行政機関の対応であるが、治安機関である警備総部も「臺灣省戒嚴期間新聞紙雜誌圖書管制辦法」で対応した。これ

によって政府首脳を非難したり三民主義に反したり、民衆の混乱を助長するような内容は取り締まられた。

直接検閲や発行停止、禁止などに関与できたのは、総統府、台湾警備総司令部、調査局、情報局、国民党第4組、警察局、行政院新聞局、台湾省政府新聞処、地方政府の新聞室など多岐に及び、1970年代の各種事件についても当局の報道に対する指示指導は強く残っている。(例えば中壢事件や高雄事件)

加えて、当局のこうした姿勢は畢竟メディアや出版社の自主規制を強めさせた。

三民主義はここでも利用されて、「三民主義新聞政策」は民國63年(1974)になっても表に掲げられており<sup>(2)</sup>、また数次に渡る新聞工作会談を設けて政府側の意図徹底を図った。

楊秀菁の整理した5回に渡る会談の議案から、文化面に関するものを抜き書きしておく<sup>(3)</sup>。

第2次(民國53.11) 加強新聞與文藝工作合作・亦擴大文藝戰鬥功能, 促進反攻大業案

第3次(民國58.6) 如何強化軍中宣傳工作以鼓舞民心士氣案, 如何加強宣揚中華文化復興運動・以達成文化復興的目標案

第4次(民國63.4) 如何弘揚立國精神, 確立三民主義新聞政策・以達成復國建國紙目標案

第5次(民國67.11) 發揮新聞傳播功能, 加強對匪文化作戰, 以徹底粉碎共匪統戰陰謀案

発行側だけでなく、これを受容する側にも規制は存在した。校内に設けられた図書審査委員会は、学校内の購入書を審査し、購読を続けるか中止するかを判断した。

(2) 楊秀菁『臺灣戒嚴時期的新聞管制政策』P 190-191, 民國94, 稻鄉, 台北

(3) 歴次新聞工作會談簡表(上掲書P 187-188)

さてここから、その規制の様を少し具体的に見ていこう。

民國 39 年（1950）日本語出版物の刊行が禁止された。これは中華民國政府が臨時に台湾を中華民國（中国）として構築するための象徴的な出来事である。

民國 49 年（1960）9 月には所謂「自由中国事件」で雷震が逮捕され、雑誌『自由中国』も国民党政府によってほどなく廃刊に追い込まれる。

民國 50 年（1961）6 月、250 曲以上の国語歌曲が台湾警備総司令部により禁止される。この検閲には内政部、教育部、交通部、国防部総政治部、国立音楽研究所、中華民國音楽協会などが関与した。翌民國 51 年（1962）初のテレビ局台湾電視が開局するが、そのニュース内容や映像も当然検閲対象であった。

民國 53 年（1964）日本語映画の上映禁止。

民國 56 年（1967）9 月中華文化復興運動が台湾全土で行われ、問題のある書籍やレコード販売禁止が要請された。この動きは楊秀菁が台湾省の政府公報や施政報告をもとに具体的に示している。<sup>(4)</sup>すなわち、民國 58 年（1969）に入ると、省新聞処は警備総部と台湾文化工作協調会とともに基隆、台中、高雄、台南の 4 地区に分けて補導會議を開催、民國 60 年（1971）2 月からひと月かけて、新聞処及び教育庁、警務署が警備総部と合同で「聯合督導考核小組」を結成して 19 縣市を实地指導した。しかも内政部は民國 59 年（1970）5 月に、7 月以降各地の出版物は当該地方政府が審査権を持ち、もし違反刊行物が有れば、その責も地方政府が負うと指示した、ということである。違法出版物についての刑法修正も民國 58 年（1969）には行われている。同年に「臺灣省戒嚴時期出版物管制辦法」が公布された。

このように 1970 年代に入る頃には、出版規制は相当に行き届いた。

民國 59 年（1970）には中華文化復興運動下の台湾としては当然のように外来文化の制限を強化、警備総本部は「全國性取締嬉皮・奇裝異服・長髮等怪行」

---

(4) 楊秀菁上掲書 P 202-204, 民國 94, 稻郷, 台北

とし、文化局や各市の教育庁、中視・台視といったメディアと座談会を開き、長髪やヒッピーなど奇抜な服装を国内で取り締まるよう教育機関、治安機関に要請させた。これによって民國 65 年（1976）までに千名の芸能人が、長髪にせず、奇異な服装をしないという誓約書にサイン、台北市では、長髪・パンタロン・イヤリングや肌を露出する服が取り締まり基準に挙げられる。

民國 60 年（1971）3 月には行政院が「廣播及電視無線電台設置及管理規則」を承認、台北（本来の表現では「中央政府所在地」）での放送局を 3 つに制限した。これで台視・中視・華視寡占にお墨付きを与えた。4 つ目のテレビ局として公共電視が開局するのは民國 73 年（1984）になってからである。この年全国で推行国語実行計画強化指令が発せられる。

民國 61 年（1972）修正された「臺灣地區省市一縣文化工作處理要點」については楊秀菁が指摘するように、修正前に比べ国家民族意識の強化と中華文化復興をより明示したことが特徴である。<sup>(5)</sup>

民國 61, 62 年（1972, 1973）の出版法改訂で出版関係の業務は内政部から新聞局に移管された。

民國 63 年（1974）「加強雜誌管理執行要點」で雑誌発行審査はより厳しくなった。5 年後の民國 68 年（1979）更に修正され、基本的国策に反し、政府の威信を損ねるような国家や社会に無益な雑誌の整理が強調される。

民國 69 年（1980）の再改訂では、文化工作執行小組のトップは、各地の警備分区指揮部指揮官が当たるとされた。それまでは小組に指揮部も加わるという位置づけだったので、検閲審査における軍部の比重が増したことになる。

民國 67 年（1978）行政院新聞局は、台北市の新聞処と合同で、雑誌刊行申請の 1 年凍結を決定、これによって既に報道内容が検閲制限されている新聞と放送局以外のメディアの増加を阻止しようとしたものである。（翌年 3 月に解禁。）後に高雄事件のもとになる野党系の言論誌『美麗島』はその翌年が創刊である。翌民國 72 年（1983）9 月に野党系雑誌編集者や作家が編聯会を結成

(5) 「為加強對匪作戰，肅清文化毒素，取締違反法規之出版物，鞏固社會心防，復興中華文化，維護社會善良風俗，一達成復國建國目標」（同要點）

し、規制を行う政府側に対抗する。

これら様々な規制が解かれるには戒嚴令解除まで待たねばならなかった。すなわち、民國 76 年（1987）蔣経國総統による戒嚴令解除の翌日に国防部は「臺灣省戒嚴時期出版物管制辦法」廃止を公布、年末には新聞局が翌年から新聞の新登録を許可、また紙資源の制限を趣旨としていた「戦時新聞用紙節約辦法」も廃止された。

管制の度合いについて、呂東熹は民國 38 年～民國 76 年（1949～1987）を「威権体制時期」、民國 77 年～民國 81 年（1988～1992）を「民主過渡期」、民國 82 年（1993）以降を「民主多元期」とし、そのうち最初の「威権体制時期」を更に 3 分割している。即ち、民國 60 年（1971）までが「言論嚴苛管制期」で、メディアは党の舌（この表現は中国共産党のメディアの役割を示す言い方と同一である）として国策を宣揚する役割を担い、法令と党政軍により規制が苛烈である。民國 61 年～民國 69 年（1972～1980）は「柔性管制言論期」で社会教化がメディアの役割で、党政軍がそのシンパのメディアを育成した時期である。そして民國 71 年～民國 76 年（1982～1987）が多元化言論挑戦期で党政軍の規制が緩和され、民間メディアを買収して傘下にしようとした時期とする<sup>(6)</sup>。

以上のように、1970 年代というのは、特に文化大革命が開始されてからは、三民主義と中華文化復興の旗幟の下、様々な面で制限が強化された時期であった。

### 3 文学的背景

『幼獅少年』は総合誌であるから、内容はニュース、生活情報、文化情報など多岐にわたるが、毎号一定の比率で読み物や詩が掲載される。つまり、文芸作品の一つの発表の場でもあった。

---

(6) 呂東熹『政媒角力下的台湾報業』p. 313～314, 2010, 玉山社, 台北。なお民國 70 年は原著の区分でも抜けている。

### 3.1 台湾文学史上の1970年代

まず、中華民国における文学の位置づけをたどっておきたい。

中国共産党系統の文学理論は、人民共和国成立以前からプロレタリア文学理論の一つとして精力的に構築されてきた。国家が人民共和国と双子の如き構造を持っていた国民政府側も、同様に文化面の理論構築の必要があった。

しかしながら、従来それがプロレタリア文学理論研究と同様の緻密さ細心さで研究されてきたとは言えない。

その理由は臆断するに、一つにはプロレタリア文学理論と比して、その立場の不明確さにある。なるほど中華民国建国は、孫文の理想を押し戴いて中華民国をうちたて、所謂旧社会を打倒したものであった。しかし、それは異民族王朝である清朝打倒であり、それによって満州族系の旧貴族や拳人たちの優越はひっくり返されたものの、商人層、地主層を中心の旧体制下の有力層の多くは、中華民国に至っても有力であり続けた。

共産党政府下で生じたような社会全体の価値観の大逆転ではなく、その意味で、国民党側の文学理論のインパクトは、プロレタリアート文学理論と比すべくもないのは当然である。

また、共産党政権の下で、趙樹里・老舍・巴金など現実に優れた作品が生み出され、またこれに五四運動時期以来の左翼系作家である魯迅たちを含めるなら、錚々たる作家群ができあがっている。それに比べると、国民党政府側の作家は見劣りするのが否めないし、特に国民政府遷台以降解戒までの、政府側作家の作品で今後も愛読されるに足るような作品もほとんどない。このような成果の不足が、その足場となる理論への共感・興味を著しく削いできたと言えるのではなからうか。

近年中国社会科学院の張大明が『國民黨文藝思潮—三民主義文藝與民族主義文藝』<sup>(7)</sup>を<sup>(7)</sup>発表した<sup>(7)</sup>が、これは光復前までを対象としているものの、国民党側の文学理論についての最もまとまった研究成果である。

---

(7) 張大明『國民黨文藝思潮—三民主義文藝與民族主義文藝』、秀威資訊、2009、台北

国民党が拠って立つ三民主義による文芸理論は、基本的に中央宣伝部がコントロールしている。宣伝部長の葉楚傖の『三民主義文藝觀』（民國 19, 1930, 12「民國日報」所載）や日中戦争に突入してからの中央宣伝部副部長張道藩の「我們所需要的文藝政策」（民國 31, 1942, 9「文藝先鋒」）などがその代表的なものであり、趙友培の『三民主義文藝創作論』（民國 31, 1942, 重慶）が比較的まとまった理論であった。

そもそも民國 19 年（1930）という年は、その前年、民國 18 年（1929）に中国文壇を猖獗した「革命文学論争」への警戒反応として国民党が文学理論発表に迫られた時期であり、当然これらは共産党側の文芸理論と一種の鏡像を形成した。作者達は「三民主義文芸工作者」で、何らかの形で国民党との関係づけ（国民党や三青团での研修に参加するなど）が求められた。

また国民党は民國 19 年（1930）には、自ら資金援助して中国文芸社を作らせ、『文藝月刊』（～1941）『文藝周刊』を刊行した。しかしながら、上のような泥縄式の展開の延長として、作家たちは国民党と格別の関係・関心を有する人間でまとめることはできなかった。ここには巴金や老舎ら左翼作家連盟の作家たちも作品を発表している。対日抗戦時期になると、国共合作の影響もあって、もともと理論的に強固でなかった三民主義文芸は、実際の創作場面ではより曖昧な路線を示したに過ぎない。

張大明の下の総括で十分であろう。

其負責人是王平陵・左恭・鍾天心・繆崇群等・他們或者國民黨的黨性色彩不濃・或者不能專攻文藝。因此，文藝月刊雖說辦了 12 年之久，出版不脫期，但對中國新文學史卻沒有什麼貢獻，找不出哪一篇作品是國民黨黨性文學的代表。<sup>(8)</sup>

(8) 前掲書 118 頁

遷台後 1950 年代は、戦闘文学、反共文学の時代である。大陸から渡来した作家たち（プロレタリアート文学でよく言う「文芸工作者」という呼称にふさわしい）は政策に忠実に創作した。

民國 39 年（1950）当時の張道藩立法院長をトップに中國文藝協會が成立、文化清潔運動を主導、三民主義や反共抗我をスローガンに活動した。後の民國 47 年（1958）になって、胡適が五四の文学革命の姿勢に戻るよう、この協會で発表した。民國 41 年（1952）青年反共救国団が成立、この救国団の多大な支持を得て、中國（華）文藝協會は 民國 42 年（1953）中國青年寫作協會を、民國 45 年（1956）には台灣省婦女寫作協會を設立し、反共文学・戦闘文学の体制は強化された。民國 44 年（1955）に蒋介石総統も戦闘文芸を宣言する。

大陸から来台し、ルポルタージュなどに少なからぬ足跡を残した陳紀滢が、やがて張道藩の後を襲って中國（華）文藝協會長となる。

1950 年代主力だった大陸から移入された作家達は複雑な状況に置かれていた。葉石濤の指摘するように、彼らが本来手本とした作家達のほとんどは大陸に残り、その上その作家たちの作品は台湾での発禁書になってしまったからである。<sup>(9)</sup>

1960 年代も主力はやはり戦後渡台した作家であった。ただし、この時期に活躍を始める作家群について言うなら、それは彼らの出身、成長の過程が大陸にあったということで、文芸活動の開始やそれに習熟する経験は台湾で為されたケースが多くなる。この時代の作家の創作に対して「横への移植」という表現がよく用いられる。

民國 53 年（1964）4 月には呉濁流らの『臺灣文藝』が創刊され、台湾人作家の発表の場となる。

民國 55 年（1966）文革が始まり、前述のように翌民國 56 年（1967）に中華文化復興運動推行委員会が成立する。

---

(9) 「一九三〇年代的文学旗手、如老舍・巴金・沈從文・茅盾・田漢・曹禺等沒有一個來台，他們的作品也全被查禁。(葉石濤『台灣文學史綱』p 86, 民國 87, 春暉, 高雄: 初版は民國 76)

1970年代に入ると台湾を題材とした郷土文学（1960年代この用語はかなり幅広く台湾に限らず自分の出身地を題材にするもの全体を含む呼称としても使用された）が盛行する。この台湾化した郷土文学に対して渡台作家達の反論もあった。

民國66年（1977）反共救国団青年活動中心で文芸会談なるものが行われた。詩人の余光中はその主役の一人であった。嚴家淦の挨拶は、なお台湾人作家に対して、作家は偉大な文芸作品を作り民族精神の高揚に務めるべし、とか三民主義に従い中華文化復興運動をも含み反共国策と共同歩調を取るべしといった注意を呼びかけるものだった。

このように『幼獅少年』が創刊された時代は、ようやく台湾出身の作家の文学が、表現手段を北京語として再度表に現れ出す時期であり、一方ではまだ多くの渡来作家が力を持っていた時期であった。また大陸の文化大革命での中華文化破壊の反動として中華民族意識や中華文化が以前にも増して強調されなければならない時期でもあった。

### 3.2 台湾児童文学史上の1970年代

児童文学という分野は後述のように非常に多義的性格を有している。台湾において台湾文学史作成の試みが本当に結実しだしたのは20世紀の最後の10年に入ってからと言って良い。「台湾文学」という定義自体が多義的だからである。「台湾児童文学」となれば更に輻輳の状を呈する。

台湾児童文学研究は、同名ながら複数の分野を内包してきた。

#### 1) 読者層の問題

「児童文学」という括りが一方に、また一方に「青少年文学」乃至「少年文学」という括りも存在しうる。

基本的に児童文学は幼児期から小学校までが指されるべきものであるが、初期には年齢的に小学校を超えるところまで児童文学の想定読者は浸

潤している。一方「少年文学」は小学校～十代後半程度までをカバーし、青少年文学は中等教育年齢以上、青年文学は大専年齢以上というのをほぼ想定できるが、これをも含めて、成人後の文学と対比させて大きく「児童文学」と言う場合もある。このように、読者層として想定する者が一定でなく、またほぼ成人と重なる青年層と児童層の間にギャップが生じている。

## 2) 児童は作者か読者か内容か

台湾に於ける児童文学運動は、児童のために作家が創作すること、教師などいわばアマチュアの作家が創作すること、そして児童自身が創作することの3点が混在している。また、主人公が児童であるものを「児童文学」「少年小説」と称したりもする。

## 3) 教育か文芸か

児童文学は文芸活動か教育活動か、この点も混在している。児童の娯楽のためというのは文芸創作活動であるが、遷台後の台湾の児童文学は、国語(北京語)普及の道具として政府に後押しされていたという経緯があり、いまだに全文に注音字母を付けている『國語日報』がいい例だが、言語教育の側面が強い。これは児童による創作活動でも同様である。

このことは児童文学研究所が、台東の師範系の大学に始めて設置されたということでも分かる。

謝鴻文は『凝視台灣兒童文學的重鎮-桃園縣兒童文學史』<sup>(10)</sup>で、「台湾児童文学史」が文学史研究の辺縁から脱していないと述べているが、上の状態を考えるなら邱各容の『台灣兒童文學史』<sup>(11)</sup>や洪文璿の『台灣兒童文學史』が1990年代にまとめられただけでも大きな一歩というべきであろう。

国民党政府は光復後様々な文学活動を台湾で展開したが、民國38年(1949)という年に台中市政府教育課の手になる『台灣兒童文藝』が発行され、その作

(10) 民國95(2006)富春文化,台北

(11) 邱各容『台灣兒童文學史』,五南,2005,台北。『初稿』と銘打たれたものは民國79年(1990)に刊行されている。

家には謝水滢の名前も見える。

邱各容は、「台湾第一本児童文學史」と銘打った『台湾児童文學史』で、日治時代から十年毎に区切って記述しているが、彼の見方では、遷台後の各年代の児童文学は、概ね次のように位置づけられている。<sup>(12)</sup>

1950年代：遷移した中国文化と、日本の影響の濃い台湾文化の融合時期。作品は國語教育の目的を持ち、また文学外の広汎な伝達内容を有する。作品としては翻訳が多く、新しい作家の育成が急務となり、政府がこの面を強く後押しした。

1960年代：大陸出身の作家たちと台湾出身作家の融合時期。台湾の作家たち（詩人を含む）による中国語での創作が児童文学分野でも盛んとなる。多くの雑誌、新聞が「児童版」「少年版」という分野を提供して、発表の場を用意する。

1970年代：台湾児童文学発展の転機、多くの今日に繋がる行事が行われた。

1980年代：児童文学研究が盛んになり、また児童詩に力が注がれる。国際的動きも見える。

1990年代：新世代の作家も充実し、また地方での児童文学活動の地盤が整う。

### 3.3 児童文学雑誌

おおよそ児童文学の発表手段としての新聞・雑誌には、まず『國語日報』（民國37.1948.10～）がある。これはそもそもは中華民國教育部が「教育部國語推行委員會閩台辦事處」を設置した際に、その方針にそって発行された。その名の通り台湾地区で標準的に流布していた日本語を排除し北京語（國語）を推進し、中華精神を宣伝する目標を担っていて、特に当初は別段児童向けでは無かった。それは創刊時に本紙と別に「児童版」、後ほどなく「少年版」を発行

---

(12) 前掲書各章冒頭

したことから分かる。(この時期に明確に児童と少年を区切っていたことは注目される。)しかし、今日まで一貫して注音字母を付した紙面作りをとっていることから分かるように、次第に児童・少年が主たる読者になっていったものである。

一時台湾省國語會に移管されたが民國44年(1955)株式会社化された。しかし民國49年(1960)財団法人化されて國語會と相当密接な関係を持ち続けた。(財団法人期の理事には台湾省教育庁副庁長などが入った。)

児童文学の発表の場として果たした役割は大きい<sup>(13)</sup>が、一方でこのように政府側に近い性格も有し、さらに國語推行によって台湾の母語と言うべき言語も排除したという批判的な評価もある。

新聞系では『中央日報』の「児童週刊」が1年遅れて民國38年(1949)の創刊、児童詩の分野で特に貢献が大きかった。

雑誌では、『台灣兒童月報』が台中市教育課の支援で同じ民國38年に誕生、作家によるものだけでなく、教員や児童の作品も掲載した。これは市政府レベルだが、民國40年(1951)には省教育庁の肝いりで『小學生』が発行された。当時の教育庁長は陳雪屏。やがて低学年向けの『小學生畫刊』も発行される。この雑誌の流通上の特色は、全国の小学校各学級に配置されたことだろう。

こうした公的な取り組みに対し、民間も民國42年(1953)に『學友』が學友書局により発刊され、翌民國43年(1954)には『東方少年』が刊行された。こちらは東方出版社の発行とはいえ、台湾省文化協進會の協力を受けた者である。林文寶の指摘するところでは、この2種の民間刊行物は漫画を大胆に取り入れるなど、政府系の雑誌にはできない特色を有した。<sup>(14)</sup>

この雑誌の内容は総合的なもので、対象は誌上では「小朋友們」としているが、小学校高学年以上から中学までを読者層としたと見られる点が『小學生』

(13) 「但「國語政策」表面上是要撲滅日本語文的遺毒，實際上則對台灣的本土母語，產生更嚴重的戕害與滅絕。」呂東熹『政媒角力下的台灣報業』p.251, 2010, 玉山社, 台北

(14) 「儘管它們在內容編排的方面，深受日本影響，但它們版面變化的活潑性與加入較多的漫畫蝙蝠，卻是官方系統的《小學生》雜誌所不能及的」(林文寶「台灣的兒童文學」p.269; 『台灣文學』, 民國90, 萬卷樓所収)

とは異なる。

民國 53 年（1964）に組織された教育廳兒童讀物小組が翌年から中華兒童文藝叢書の刊行を開始した。教育庁は、児童への文学工作の重点をこちらに置くことになり、『小學生』『小學生畫刊』はその役目を終える。この叢書は『小學生』がそうであったように学校に配置することが奨励された。

民國 55 年（1966）に国立編訳館が出版物事前審査を開始、以後『東方少年』などを契機に読者に大いに歓迎された漫画は強く制限される。（民國 76 年に事前審査制度は廃止。）

この 1960 年代には教育の為の児童讀物研究が盛んになった時期でもある。これは師範で「児童文学」が科目に組み入れられたことへの対応である。また民國 60 年（1971）児童讀物研究班がかつて教育廳の役人であった陳梅生によって組織され、現場の教師自身が児童文学を創作するという流れが出来た。

この研究班の作家達は、やがて刊行される『兒童文學月刊』に発表の場を得、また民國 61 年（1972）には『國語日報兒童文學周刊』も発刊された。そしていよいよ民國 65 年（1976）『幼獅少年』の創刊を迎えるのである。

#### 4 教育的背景—義務教育延長と読者層の拡大

教育面で 1970 年代に向けての変化は大きく二点に集約できる。一つは義務教育延長であり、今ひとつは教育目標、教育手段の変化である。

台湾での中華民國政府は日治時代と同様、基本的に 6 年の義務教育を行っていた。それが後に九年制に改められた。正式には、民國 57 年（1968）1 月 27 日に総統府から公布された「九年國民教育實施條例」によって、同年秋学期から開始された。

中等教育前半としての初級中学は、義務教育延長まで以下の状況にあった。

中学への進学熱が次第に高まっていったが、初級中学の増置は教員養成や用地確保の問題から地方政府の努力にも関わらず進まず、小学生の受験競争が生じ、小学校での補習が問題となり、また入学しても多くの中学生は長距離通学

を余儀なくされた。

民國 45 年 (1956) に、一部の中学が省立に格上げされ、あるいは増設された。具体的には高級中学を除くと台南一中、同二中、女中の一部を省立善化中学に、南投県の中興新村で省立中興中学を、嘉義省立中学の一部を省立後壁中学に、省立台北成功中学の桃園分部を省立武陵中学に、高雄市立一中を省立左営中学になどで、これにより中学進学熱の加熱から中学新設を迫られた地方政府の予算逼迫を緩和しようとした。また顕著になっていた通学生増加による交通機関の混雑問題を緩和し、さらに市立中より省立という保護者の進路選択、または途中からの編入などの動きも緩和する意図もあった。<sup>(15)</sup>

義務教育延長の目的は民國 56 年 (1967) 6 月 27 日の蒋介石総統の訓辞に示されるように、次世代の民族の種を育てて、三民主義教育の模範を台湾省で示すためである。<sup>(16)</sup>

また、小学校に於いて基礎を学んだあとの、思想教育、人格教育、職業教育こそが中学教育の機能であり、それにより愛国精神を涵養し、中華文化の淵源を強調する必要性があると説いた。<sup>(17)</sup>

当時の閻振興教育部長への通達 (『革新教育注意事項』) は小学校から大学に至る機能を段階的に述べたもので、片方に義務教育延長により、国民の水準嵩上げや小学校での進学競争を避けるといった今日から見ても首肯できる目標が掲げられているが、また一方では高等教育での原書の排除など、今日のから見ると首を傾げさせられるような指示があり興味深い。<sup>(18)</sup>

また、この指示には、生徒の視野を広げるため国立編訳館による海外の自然

(15) 汪知亭『臺灣教育史料新編』, 民國 67, 商務印書館, 台北 p 280~286 参照

(16) 「・・・就可以辦好這一保育下一代民族根苗的義務教育, 亦就可以根本消除惡性補習的痼疾病根, 以實現三民主義模範省的教育建設・・・」(民國 56, 6, 27 國父紀念約會)

(17) 「國民中學教育, 應以思想教育・人格教育・與職業 (技能) 教育為主, 以啟發其立志向上・愛國自強之精神, 並應強調對國民基本之知識・民族文化之淵源・・・」(民國 57, 2, 10 嚴家淦行政院長, 閻振興教育部長への注意通達)

(18) 「當然大學中之學生, 皆應主修與選修一至二種外國語文。但各種大學用書, 則應盡量減少使用原文本, 而代以譯文本。此種譯文本, 亦並非完全照譯, 而應參酌國家民族之特性, 根據三民主義之準繩, 予以改變。」(同上)

科学，社会科学，文学芸術の訳出紹介すべきことに触れられている。

蒋介石は，民族文化の基本として，この義務教育延長に合わせて，小学校課程で『生活與倫理』，中学校課程で『公民與道德』の教科書編纂を指示している<sup>(19)</sup>。ただし，この時に蒋介石が滑稽なばかりに細かく示した内容は，倫理や道德といったレベルというよりは，作法不作法の例示であるのだが。

民國 56 年（1967）8 月 26 日政府公報で行政院は，次年度から国民学校を国民小学，初級中学を国民中学と改称して，6，3 制の義務教育にすると発表，57 年（1968）1 月 19 日に関連条例が立法院で通過した。

さて，この義務教育延長に合わせて，中華民国政府の各級学校での教育目標は再整理される。従来中等教育であった初級中学は，国民中学に移行することで9年間の国民教育課程に組み込まれ，所謂中等教育は高級中学（日本の高等学校に相当）部分に短縮された。この制度改革と時期を同じくして，縣市の国語推行委員会は各教育局の下に配置換えとなった。

進学率は教育庁のまとめる『統計手冊』に示されるが，中学進学者は義務教育延長の直前，民國 56 年（1967）に 57.59%であったものが，民國 57 年（1968）には 71.05%，5 年後には 8 割を超え，そのまま 9 割まで直線的に向上していった。

当時の各縣市の実施計画や，その後の教育庁の問題整理を見る限り，延長開始時期の現場での課題は第一には校地・校舎の確保，第二に教員の数と質の確保であり，教育内容や教材の精査にまで十分関心を持つ余裕があったとは言い難い。

しかしながら，既に引いた蒋介石の『革新教育注意事項』で，明確に多種の教科書を問題視し整理検証の必要性に触れたことで，教材統制の根拠が与えられたことになる。即ち

(19) 「對國民教育，小學「生活與倫理」中學「公民與道德」課程之指示」（民國 57.4.12）

至於今日我國各級學校，不論小學・初中・高中之課程・教材・與教法，希根據倫理・民主・科學之精神，重新整理，統一編印，目前高中物理・數學各科多至八種，英文多至九種，初中理化多至二十四種，英文多至一十四種，其他教科書，亦大致相若，此中歧出重疊現象，如不予徹底改正，則學生惡性補習之負荷，以及後一代國民之身心，自更不堪設想！（『革新教育注意事項』）

實際，教育部はこの後教科書の編纂業務を通常の出版社ではなく，国立編訳館に委ね，教育内容の統制，政治化はこれ以後長く機能することとなった。

この統制が最初に適用されたのは中学校の国語（国文）・歴史・地理・公民（公民與道德）の四教科でそれが全教科に拡大された。これがようやく緩和されたのは民國 78 年（1989）のことで，小中の実技系科目（芸能科目）から民間出版社編纂の教科書が，国立編訳館の「検定」を経て認可され始めた。

洪萬生・彭婉如のまとめた報告でも，その約 20 年後の指導要領（課程標準）ですら，この蒋介石の注意事項の延長上にあると非難している。

按照具有代表性的〈國民中學國文課程課程標準〉（1985）的主旨，「贊成倫理觀念・民主風度與科學精神・激發愛國思想・進而弘揚中華文化」，大概可以說是台灣現行國中・小學教材被期待去體現的教育理想-培育現代化的中華民國國民！然而，教育的結果卻極可能是略知現代科技皮毛知識的傳統中國人 它的原型無疑是晚清「中體西用」的教育理想！

事實上 上述教育理想乃是蔣介石於 1968 年所規劃。……<sup>(20)</sup>

この時期，中華民國の教育課程は，当然人民共和國政府の教育を強く意識して考えられている。反共自体は中華民國政府が台湾に逃れた当初から学校だけでなくあらゆる場面で掲げられた方針であるから，そのことに変化はない。た

(20) 洪萬生・彭婉如「教材設計與社會文化」，羊憶蓉，林全等著「台灣的教育改革」前衛，1994 台北，所収，p 474

だ、この時期の教育方針決定は、中国の文化大革命が意識すべきものとして大きく加わった。

だから蒋介石は民國 57 年 9 月 9 日の国民中学開校式の式辞で、次のように触れている。

自然、大家痛心的、是大陸共匪，強迫中小學生，離棄父母，破壞家庭，搞它摧毀傳統文化，毀滅人性倫理的「紅衛兵造反」！現在不但它絕大部分的學校，已經無法復課，而且大部份青少年都被驅迫到荒地・山區・邊緣地帶，從事只許用手而不許用腦的死亡勞動，並被教唆指使，都狠殺害，流血死亡！今天，我們的青少年子弟，在復興基地，承接復興民族・發揚文化的責任，就不但能夠接受正規的・現代的教育，而且一切教育設施，都要在不斷的革新進步之中成長起來，這就是我們三民主義教育，和共產毒化教育，光明與黑暗的對比！……而我們學校・家庭・社會的師長父兄，不僅是對自己學生子弟，有責任貫徹三民主義教育的宗旨，更有責任，要使大陸的青少年子弟，同歸於三民主義旗幟之下，同樣享有此倫理・民主・科學・教育的自由幸福。<sup>(21)</sup>

台湾での中華民国政府による教育は、既述の通り、当然反共を主とする思想統制（教員を含む）で開始された。

民國 48 年（1959）6 月中華民国政府教育部は国防部，救国団と省政府とともに「學校軍訓教育改進計劃大綱」「大專學生暑期集訓辦法」をまとめる。これによって高等教育の学生は夏期に軍事訓練を受け、その成績が芳しくなければ卒業後の徴兵で士官待遇にならないことが示された。こうして軍事訓練に誘うことで高等教育機関での思想統制を図り、同時に救国団の行っていた訓練を教育部公認のプログラム化したといえる。

教育部は毎年施政報告書をまとめており、公式の教育史、あるいは政府側の

(21) 「對國民教育九年制開始實施及國民中學開學典禮訓詞」（民國 57.9.9）

教育観史はこれをもとに考えられるべきである。

かつて、丁度義務教育延長から民主化が明確な政府方針になっていった時期までの教育問題を、この方式で瞿海源が概観したが、その指摘するところでは、民國 62 年（1973）以降、教育部は民族精神教育を強調し始め、政治教育を強化した。その結果三民主義研究所が大学や中央研究院に置かれた。すなわち民國 60 年（1971）の台湾国連脱退以後の国際的孤立が背景となる。

民族主義教育の変化を瞿海源の概観でとらえると、民國 55 年（1966）の教育部施政報告以後顕著となる民族精神教育の強調は民國 69 年（1980）まで続く。民國 55 年当時の教育部長は閻振興、その後鐘皎光を経て蒋彦士がこの時期の教育部長だった。

中華民國の教育部長は、ほぼ教育系統から選ばれていたが、蒋彦士は民國 4 年（1915）浙江省生まれの、蒋介石・蒋経國と同郷の人物であり、この時期の教育部長としては、大學の学長経験のない特殊な人選であった。以後も総統府や党の秘書長、外交部長などを務める政務畑の人物である。

この時期に民族精神教育の名を借りて軍訓も高等教育現場に持ち込まれた。参考までに、高級中学については、青年の中心思想として三民主義教育の強化が教育庁によって指示され、検討会が公私立合同で開催された。<sup>(22)</sup>

瞿海源が指摘しているように、民國 55 年時点では民族精神の発揚という言葉はあっても重点は道徳育成にあったのに対し、蒋彦士時代の民國 65 年（1976）の施政報告では、より具体的な思想教育の手段を明示している。<sup>(23)</sup>「1) 加強國父思想教學，2) 加強學校訓導工作，3) 加強心理衛生及生活教育」とあり、最も最初に挙げられているのは孫文の思想学習である。

李登輝総統時代の毛高文教育部長の代になって、「國父思想」は「憲法興立

(22) 「教育廳為確立三民主義為青年的中心思想・特別督導各高中加強三民主義之教學・改進教學方法。教育廳近年來，每年均會同有關單位舉辦公私立高級中學三民主義教師教育研討會，並分區舉辦三民主義觀摩會，俾能加強教學效果。」（汪知亭『臺灣教育史料新編』，民國 67，商務印書館，台北 p 396）

(23) 瞿海源「論評台灣教育問題」，羊憶蓉，林全等著「台灣的教育改革」前衛，1994 台北，所収，542-543 頁

国精神」という科目に変わり、その一部として国父思想が講じられるという位置づけになり、郭為藩教育部長期の民國 82 年（1993）国父思想は更に下位区分に配置された。

瞿海源によれば、これが民族精神教育の表向きの終結である。

この意味で義務教育延長の文化教育面での成果を、汪知亭は次の通り記述している。即ち、中等教育では「生活教育と民族精神教育に力を入れたことにより、中華文化復興運動に顕著な効果があった。」<sup>(24)</sup>

結局なぜ 3.1 で見たような対象読者のギャップが生じ、また児童雑誌と別に中学生が読者層のターゲットになったか。

これは上で見てきたように何よりも義務教育が 9 年に延長され、等しく学生である世代が以前とずれたためである。ただし、後述するように中学進学者は 9 年義務教育の開始により以前より 10% 近く増加したもののまだ 6 割弱である。そして創刊の前年に至ってようやく 88.98% に至った。この頃になって、ようやく名実共に義務教育の状態に至ったと見ることも出来る。

義務教育延長の影響について、孟樊は『文學史如何可能-臺灣新文學史論』<sup>(25)</sup>で 1960 年代の通俗文学を叙述する際に劉秀美の下の指摘を引用している。

國民教育的普及提高了識字人口比例，一九六八年政府實施了九年國民義務教育，學生人口大幅度增加。學生往往是通俗小說閱讀群眾的重要來源，因此學生的多寡直接影響了通俗小說的閱讀人口。（劉秀美『五十年來的臺灣通俗小說』2001，文津，台北）

しかし、一方これまで引いてきた義務教育開始時期の通達から読みとるべきことは、第一に義務教育延長に際して、初等教育から高等教育に至る道程目標

(24) 「在文化方面，因國民知識水準普遍提高，且九年國民教育特別注重生活教育與民族精神教育，對中華文化復興運動，產生了相當助益。」（汪知亭『臺灣教育史料新編』，民國 67，商務印書館，台北 p 386）

(25) 孟樊，P 55，民國 95，揚智文化出版公司，台北

が、中華民族、三民主義といったキーワードによって描かれていること、第2に教材、教法も同様の視点で選ばれるべきこと、さらには翻訳出版等による文化紹介も同様であることである。

このことから、この時期に発行される雑誌についても同様の精神が求められたと見なすべきである。つまり、通俗文学の読者増ではなく、この時期のあるべき中学生像に向かう読者を生み出す必要があったのである。

## 5 『幼獅少年』創刊期の意味

『幼獅少年』は中学生向け総合誌として発行され、救国団系統の雑誌として当然公立各校に置かれ、発行は2万余という規模であった。

これは『幼獅少年月刊』が高等教育機関学生相当の読者を想定して編集されたのと比較すれば、当然それよりかなり大きな市場を抱えたことになる。また一方、4で見たように、これだけの市場規模に至るには義務教育延長開始から数年の時間を要した。逆に言うなら延長開始時点で刊行した場合は、部数は相当異なっていたわけで、この民國65年に至っての創刊はそれなりの意味がある。

もちろん、中学生が成人向けの小説を読むことは、特に義務教育化前には普通のことであったであろう。しかし一気に拡大した「中学生」という身分の読者の多くは、そこまでの国語力なり読書への渴望感を欠いていたはずである。従って、その成長過程のレベルに適う記事や読み物への要求が、義務教育下の中学で生じたであろうことも無視してはならない。

一方、高等教育機関に要求したような思想面の涵養の必要性、さらには特にこの時期顕著になる中華民族として中華文化圏の正当な担い手であることの自覚は中学生にも少しずつ求められるようになる。この意味では単純に少年向け読み物を掲載するもの以上の役割を担う雑誌であることも求められた。

この時期はまだ戒厳令下の社会であり、多くの表現規制が存在した。救国団系統の雑誌でも特に規制が緩いわけではない。一方で、救国団系統の雑誌としては、当時の政府側が望ましいと考える少年雑誌の性格を意識せざるをえな

かった筈である。

周浩正を編集長に、所謂「孫小姐」である孫小英（後何度も優秀編集者として授賞する）も編集に当たった。雑誌自身も優良雑誌や雑誌出版金鼎獎を何度も受けた。

なるほど救国団という出版母体は国民党系列であり、行政院からの授賞は当然とも言えるが、この雑誌がその点でのみ評価されていたのではないのは、救国団がそもそも編集した『幼獅月刊』が休刊に追い込まれたのと対照的に今日でも広く読まれ読者に支持されていることから明らかである。

読者の支持を継続的に得るためには、戒嚴令下の創刊から民主化自由化の流れの下で社会も教育現場も激動した時代、それなりの変身をする必要があった筈である。具体的にどのような変化が生じていき、それが社会情勢の変化をどのように反映したものであるかの分析を、今後行うこととする。

#### 参 考 文 献

- 1 邱各容『台湾兒童文學史』，民國 94，2005，五南，台北
- 2 謝鴻文『凝視台湾兒童文學的重鎮-桃園縣兒童文學史』，民國 95，2006，富春文化，台北
- 3 孟樊『文學史如何可能-臺灣新文學史論』，民國 95，2006，揚智文化出版公司，台北
- 4 『台湾文學』，民國 90，2001，萬卷樓
- 5 葉石濤『台湾文學史綱』，民國 87，2008，春暉，高雄
- 6 羊憶蓉，林全等「台湾的教育改革」民國 83，1994，前衛，台北
- 7 汪知亭『臺灣教育史料新編』，民國 67，1978，商務印書館，台北
- 8 張大明『國民黨文藝思潮-三民主義文藝與民族主義文藝』民國 88，2009，秀威資訊，台北
- 9 楊秀青『臺灣戒嚴時期的新聞管制政策』民國 94，2005，稻鄉，台北
- 10 呂東熹『政媒角力下的台湾報業』，民國 99，2010，玉山社，台北
- 11 台灣教授協會『中華民國流亡台灣 60 年暨戰後台灣國際處境民國』民國 99，2010，前衛，台北

\* \* 本論文は科学研究補助金(C)22520367「中華民國の文芸政策と少年雑誌の關係についての研究－『幼獅少年』の創刊と展開」の成果の一部である。